

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月26日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第40号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大和市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第18条第2号ア、第7号ア、第8号ア、第8号の2イ、第10号ア及び第11号ア中「又は市町村民税」を「若しくは市町村民税」に改め、同条第12号中「認定の申請」を「認定」に改め、「（同令）の次に「第26条の6の4第6項及び」を加え、「を含む。）の」を「並びに同令第27条の14の5第6項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する」に改め、「事務」の次に「当該認定を受け、若しくは」を加え、「又はその」を「若しくはその」に改め、「情報」の次に「又は市町村民税に関する情報（同令第27条の14の5第6項において読み替えて準用する同令第26条の5第2項の規定による食事療養標準負担額又は生活療養について支払った生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務に限る。）」を加え、同条第14号中「の申請」を削り、同号ア及びイ中「申請を行う」を「認定を受ける」に改め、同条第15号中「第27条の14の2第5項」を「第27条の14の2第4項」に改め、同号ア中「又は市町村民税」を「若しくは市町村民税」に改め、同条第16号中「第27条の14の4第1項」の次に「又は第27条の14の5第1項」を加え、「の申請」を削り、同号ア及びイ中「申請を行う」を「認定を受ける」に改める。

第30条第1号ア中「又は市町村民税」を「若しくは市町村民税」に改め、同条第2号中「道府県民税」の次に「若しくは市町村民税」を加え、同条第3号中「又は市町村民税」を「若しくは市町村民税」に改め、同条第4号ア中「又は市町村民税」を「若しくは市町村民税」に改め、同号ウ中「情報」の次に「（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用を受ける場合を含む。）」を加え、同号カを削り、同条第5号ア中「又は市町村民税」を「若しくは市町村民税」に改め、同号サを削り、同条第6号中「又は市町村民税」を「若しくは市町村民税」に改め、同条第7号ア中「道府県民税」の次に「若しくは市町村民税」を加え、同条第7号の2イ中「又は市町村民税」を「若しくは市町村民税」に改め、同条第12号中「第67条第1項の限度額適用認

定の申請」を「第66条の2第1項の限度額適用認定及び同令第67条第1項の限度額適用・標準負担額減額の認定」に改め、同号ア中「申請を行う」を「認定を受ける」に改め、「道府県民税」の次に「若しくは市町村民税」を加え、同号イ及びウ中「申請を行う」を「認定を受ける」に改め、同条第13号ア中「道府県民税」の次に「若しくは市町村民税」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。